

# 福岡県公報

平成28年10月18日  
第3836号

## 目次

### 告示 (第741号 - 第746号)

○公有水面埋立ての免許	(水産振興課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○地方卸売市場の廃止の許可	(園芸振興課) …………… 4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
<b>公 告</b>	
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) …………… 4
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 5
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) …………… 5
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) …………… 6
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表	(労働政策課) …………… 7
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) …………… 7

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8

### 海区漁業調整委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(漁業管理課) …………… 9
<b>正 誤</b>	
○道路の区域の変更 (平成24年福岡県告示第82号) 中正誤	…………… 9

## 告 示

### 福岡県告示第741号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
  - (1) 免許を受けた者  
宗像市  
宗像市東郷一丁目1番1号
  - (2) 代表者  
宗像市長 谷井 博美  
宗像市東郷一丁目1番1号
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
宗像市大字上八2222番、812番1及び811番の土地に接する国有海浜地の地先公有

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県印刷株式会社  
 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
 (電話 092-262-5726)

水面並びに804番2の土地に接する国有海浜地の地先公有水面並びに794番及び793番2の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

ア 次の各地点のうち①の地点から66度25分48秒、75.49mの地点を円心とする半径75.49mの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ西側の円弧、②の地点と③の地点を結んだ線、③の地点から99度32分58秒、75.23mの地点を円心とする半径75.23mの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点から107度10分18秒、96.74mの地点を円心とする半径96.74mの円周で④の地点と⑤の地点とを結ぶ西側の円弧、⑤の地点から113度06分01秒、140.85mの地点を円心とする半径140.85mの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧、⑥の地点から117度05分55秒、243.89mの地点を円心とする半径243.89mの円周で⑥の地点と⑦の地点とを結ぶ西側の円弧、⑦の地点と⑧の地点を結んだ線、⑧の地点と①の地点を結ぶ平成27年秋分の満潮位（D.L.+1.41m）における公有水面と陸地との境界線を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から18度58分20秒、3,756.84mの地点

②の地点 ①の地点から352度15分39秒、41.19mの地点

③の地点 ②の地点から14度54分08秒、5.76mの地点

④の地点 ③の地点から13度21分27秒、9.99mの地点

⑤の地点 ④の地点から20度07分59秒、10.00mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から25度08分04秒、10.00mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から27度59分41秒、7.63mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から106度38分53秒、4.55mの地点

イ 次の各地点のうち⑨の地点と⑩の地点を結んだ線、⑩の地点から299度17分12秒、492.01mの地点を円心とする半径492.01mの円周で⑩の地点と⑪の地点を結ぶ東側の円弧、⑪の地点と⑫の地点を結ぶ平成27年秋分の満潮位（D.L.+1.41m）における公有水面と陸地との境界線及び⑫の地点と⑨の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑨の地点 宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29

、東経130度30分57秒14）から18度43分41秒、3,842.77mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から29度17分12秒、0.75mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から28度48分53秒、8.11mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から174度40分51秒、9.33mの地点

ウ 次の各地点のうち⑬の地点から⑭の地点を結ぶ平成25年10月24日25水第2852号で埋立免許された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.66mより決定）、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ平成27年秋分の満潮位（D.L.+1.41m）における公有水面と陸地との境界線及び⑮の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑬の地点 宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から17度57分53秒、3,929.61mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から73度58分45秒、20.69mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から170度20分03秒、10.12mの地点

(3) 埋立面積

合計 967.66㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宗像市大字上八2222番から797番を経て789番に至る間の土地に接する国有海浜地内並びに776番2及び776番4の地内並びに2222番から797番を経て790番に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉓の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉓の地点 宗像市吉田字小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から18度12分42秒、3,720.43mの地点

㉔の地点 ㉓の地点から11度29分55秒、236.86mの地点

㉕の地点 ㉔の地点から62度46分29秒、72.33mの地点

㉖の地点 ㉕の地点から106度57分54秒、27.08mの地点

㉗の地点 ㉖の地点から196度21分19秒、231.76mの地点

㉘の地点 ㉗の地点から115度10分35秒、20.19mの地点

㊦の地点 ㊧の地点から202度17分26秒、44.62mの地点

(3) 面積

19,716.16㎡

4 埋立地の用途

用途	面積
漁港施設用地	5,641.02㎡

5 埋立免許の年月日

平成28年9月30日

#### 福岡県告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	船小屋 停車場 線 水 田	前	筑後市大字津島460番1先から 筑後市大字津島37番1先まで	17.5 ～ 22.5	150.3
			前	筑後市大字津島460番1先から 筑後市大字津島37番1先まで	11.2 ～ 17.0	160.0
			後	筑後市大字津島460番1先から 筑後市大字津島37番1先まで	17.5 ～ 22.5	150.3

#### 福岡県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	岡 垣 玄 海 線	前	宗像市上八740番1先から 宗像市上八2023番先まで	6.0 ～ 17.8	500.0
			後	宗像市上八740番先から 宗像市上八2023番先まで	6.0 ～ 48.4	500.0

#### 福岡県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	玄 海 田 島 線 福 間	前	宗像市上八871番1先から 宗像市上八872番先まで	9.8 ～ 26.0	58.0
			後	宗像市上八871番1先から 宗像市上八872番1先まで	9.8 ～ 17.6	38.0

### 福岡県告示第745号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように平成28年10月4日付けで地方卸売市場の廃止を許可したので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開発者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
株式会社新朝羽青果地方卸売市場	うきは市浮羽町高見 1436 - 1	青果部	株式会社新朝羽青果地方卸売市場 代表取締役 塚本直幸	平成28年 10月31日

### 福岡県告示第746号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川喜多良字片原1266、1267、字宮ノ谷1786、字ニデノ木1806
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字片原1266・1267（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ谷1786（次の図に示す部分に限る。）、字ニデノ木1806（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成28年10月18日から同年11月1日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容
  - 宇美須恵都市計画道路3・3・14-1号志免宇美線の変更
  - 宇美須恵都市計画道路3・3・14-2号粕屋宇美線の変更
  - 宇美須恵都市計画道路3・4・14-8号辻荒木佐谷線の変更
  - 宇美須恵都市計画道路3・3・14-10号木河太宰府線の変更
  - 宇美須恵都市計画道路3・4・14-11号下宇美辻荒木線の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
  - 糟屋郡宇美町宇美三丁目、宇美四丁目、宇美五丁目及び宇美六丁目、貴船一丁目、貴船二丁目及び貴船三丁目、桜原二丁目及び桜原三丁目、平和一丁目、宇美中央一丁目、宇美中央二丁目、宇美中央三丁目及び宇美中央四丁目、原田一丁目並びに大字宇美の各一部
- 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課  
宇美町都市計画課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人国際交流レインボー

(2) 代表者の氏名

永濱 陽生

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市藤光町968番地2山口コーポ201号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全世界の人々が、国籍に関係無く、最低限の文化的生活を保障し、公正な社会と世界を創出する為に、アジアを中心に、貧困に苦しむ現地住民に対して支援を行い、自立促進と生命の保全に貢献をする事業を行い、活動を通じて、問題の理解と、参画を推進することを目的とする。

### 公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（中元寺地区）	平成23年3月30日
区画整理事業（山本豊田地区）	平成26年3月25日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上池田地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成28年10月18日から 平成28年11月16日まで	朝倉市役所

### 公告

苅田町土地改良区から役員退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住所
中山 安正	京都府苅田町大字下片島172番地4

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字上栄尾283番1及び283番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市大崎880番地33

黒岩 修一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

豊前市大字八屋335番4、339番1、339番8から339番10まで、340番2、342番1及び343番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町別府三丁目14番1号

株式会社西原商会九州

代表取締役 西原 一将

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈武字逆川155番29、155番30、163番1から163番4まで、170番、176番1、176番2、177番1、177番2、178番1、178番5から178番10まで、179番、186番、188番、189番及び190番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市早良区内野六丁目7番19号

森建設株式会社

代表取締役 森 利雄

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成26年度から平成27年度まで	地籍図及び地籍簿	小倉南区沼本町一丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、大字沼の各一部	平成28年10月5日
田川郡赤村	平成23年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	平成28年10月5日
京都郡みやこ町	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	犀川ハツ溝・木山、本庄の各一部	平成28年10月5日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成22年度から平成27年度まで	地籍図及び地籍簿	若松区老松一丁目の全部及び大井戸町、桜町、西園町、老松二丁目の各一部	平成28年10月5日

田川郡糸田町	平成26年度から平成27年度まで	地籍図及び地籍簿	中糸田・下糸田の各一部	平成28年10月5日
田川郡赤村	平成22年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	平成28年10月5日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市花見が丘三丁目1770番2及び1770番30から1770番42まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号  
辰巳開発株式会社  
代表取締役 今村 重記

**公告**

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県筑豊・京築地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

**公告**

小郡土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

**退任理事**

氏名	住所
権藤 國男	小郡市光行344番地

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市富地原字銭垣1322番54
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宗像市赤間二丁目5-30-202  
牧 拓哉

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ岡垣町吉木東店  
(2) 所在地 遠賀郡岡垣町吉木東一丁目125番7 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグストアモリ福岡店・日蔭野複合店舗
- (2) 所在地 福津市日蔭野五丁目4-9 外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン二日市店
- (2) 所在地 筑紫野市二日市北二丁目2番1号

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年10月18日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 届出年月日

平成28年9月30日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) エディオン久留米津福店
- (2) 所在地 久留米市津福今町606番5 外

#### 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社ベストアメニティ ホールディングス	代表取締役 内田 弘	久留米市三潴町田川 32 番地 3

##### (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

#### 4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年5月31日

#### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,275平方メートル

#### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収 容 台 数 ( 台 )
建 物 東 側	30
建 物 屋 上 部	58
合 計	88

(2) 駐 輪 場 の 位 置 及 び 収 容 台 数

駐 車 場 の 位 置	収 容 台 数 ( 台 )
建 物 南 側	35
合 計	35

(3) 荷 さ ば き 施 設 の 位 置 及 び 面 積

荷 さ ば き 施 設 の 位 置	面 積 ( 平 方 メ ー ト ル )
建 物 北 側	70
合 計	70

(4) 廃 棄 物 等 の 保 管 施 設 の 位 置 及 び 容 量

廃 棄 物 等 の 保 管 施 設 の 位 置	容 量 ( 立 方 メ ー ト ル )
建 物 内 西 側	60.51
合 計	60.51

7 大 規 模 小 売 店 舗 の 施 設 の 運 営 方 法 に 関 す る 事 項

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻

開 店 時 刻	閉 店 時 刻
午 前 9 時 00 分	午 後 9 時 00 分

(2) 来 客 が 駐 車 場 を 利 用 す る こ と が で き る 時 間 帯

発 行 年 月 日	公 報 番 号	種 類	同 上 番 号	ペ ー ジ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
24・1・20	3352	告 示	82	7		○		表 中 前	宗 像 市 上 八 2023 番 先 まで	前 宗 像 市 上 八 871 番 1 先 まで
24・1・20	3352	告 示	82	7		○		表 中 後	宗 像 市 上 八 2023 番 先 まで	後 宗 像 市 上 八 871 番 1 先 まで

午 前 8 時 30 分 ~ 午 後 9 時 30 分

(3) 駐 車 場 の 自 動 車 の 入 出 口 の 数 及 び 位 置

入 出 口 の 数	位 置
2 箇 所	建 物 敷 地 東 側 及 び 南 側

(4) 荷 さ ば き 施 設 に お い て 荷 さ ば き を 行 う こ と が で き る 時 間 帯

午 前 6 時 00 分 ~ 午 後 10 時 00 分

**海 区 漁 業 調 整 委 員 会**

公 告

一 本 釣 り に 使 用 す る 集 魚 灯 に 係 る 漁 業 調 整 委 員 会 の 指 示 案 に つ い て 、 次 の と お り 意 見 を 募 集 し ま す 。

平 成 2 8 年 1 0 月 1 8 日

筑 前 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 会 長 本 田 清 一 郎

1 意 見 募 集 期 間

平 成 2 8 年 1 0 月 7 日 か ら 平 成 2 8 年 1 1 月 7 日 ま で

2 概 要 、 受 付 方 法 等

関 連 資 料 に つ い て は 、 福 岡 県 ホ ー ム ペ ー ジ ( <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/> ) に 掲 載 す る ほ か 、 福 岡 県 農 林 水 産 部 水 産 局 漁 業 管 理 課 に 備 え 置 き ま す 。

**正 誤**